



# PACガーディアンズ通信



平成25年5月11日

s p r i n g

第15号

発行 特定非営利活動法人  
PACガーディアンズ

平成25年5月11日

## 本日の《定例勉強会》

### 名兒耶清吉氏の嘶

#### 【成年後見裁判を闘う】

☆☆☆☆☆☆☆☆

☆ 場所 船橋市中央公民館 4階第3, 4集会室

☆ 名兒耶さんの嘶「成年後見裁判を闘う」

### 「もう一度選挙に行きたい」

#### 成年被後見人名兒耶匠さん勝訴 《違憲訴訟を起こすということ》

名兒耶匠清吉さんが、国を相手取り、成年後見選挙権裁判を起こしました。

これはおかしい、と言いつけられて久しくその間多くの機関や人が論文を書いたり、要望書を国に出したりしてきました。

でも、反応がないまま今に至りました。

そして、名兒耶さんが立ち上がり、それに連動して他地域あわせて4か所で裁判が争われています。一番で見事な勝利を得、立法府もすばやく動き始め、期待したのですが、残念ながら国は控訴をしました。

.....

しかし、「また両親と3人で選挙に行きたい」とはっきり語るご本人とご家族の様子が報道されることによって大きな社会的反響があり、一挙に多くの人々に周知されたことにおいては、本当に大きな成果を上げました。これは必ずや選挙権回復

に結び付くと思います。本人を守るために取得した制度によって、最も大切な基本的人権が奪われるという不合理・理不尽に対して、違憲訴訟として異議を申し立てる。後に続く人たちのために、そして娘さんのためにやるべきことをやる、まさに「老人力」!!

深い叡智、静かな覚悟と勇気を感じます。名兒耶さんは、誰よりも気力横溢、でも御年81歳。

.....

私たちもできる限り応援していきたいと思いません。

理事 竜円 香子

## そうなんだ、選挙権

普通選挙が実現したのは1925年。それ以前に選挙権があったのは、直接国税15円以上納税の、25歳以上の男子のみ。国民のたった1%です。徴兵義務は成年男子全体にあり、命がけて国を守っているのに、政治に意見を言えないのは疑問と運動が起き、1925年に納税要件撤廃。国民の22%が選挙権を持つことに。

女性の選挙権獲得運動が始まったのは、第一次世界大戦終了(1918年)後。「社会参加は男子が行い、女子は男子を支えていれば良い」という考えを変え、一人前の市民と認知させる要求が、世界各国で盛んになりました。日本で実現したのは1945年のポツダム宣言によってでした。(ネット調べ)

憲法が選挙権を、議会制民主主義の根幹を成すものとして位置づけているのは、自らが自らを統治するという民主主義の根本理念を実現するため。

投票に行くのは、様々な境遇にある国民が、この国がどんなふうになったらいいか、などについての意見を、自らを統治する主権者として、選挙を通じて国政に届けるためであり、これこそが議会制民主主義の根幹であることにほかならないから、憲法は成人国民の選挙権を保障している。(判決文から抜粋)

そうだったんだ、選挙権。与えられている権利について、私たちは日頃どれほど関心を持っているでしょう。

理事 久保田美也子

特定非営利活動法人 PAC ガーディアンズ

理事長 佐藤彰一

船橋市成年後見支援センター

センター長 小川裕二

成年後見制度についてご相談に応じます

事務局 船橋市本町 6-3-16 レックスマンション 602

Tel 047-407-4441 Fax 047-407-4860

E-mail info@pacg.jp

ホームページ → <http://pacg.jp>

## 《千葉県権利擁護支援 ネットワークの設立》 副理事長・司法書士長谷川秀夫氏

去る2月15日、千葉県権利擁護支援ネットワーク（通称MCAP（エムキャップ））が設立会を開催し、満場一致で定款・事業計画・組織化案などが、無事承認されました。

この任意団体の目的は、一つに千葉県内の様々な専門職（法専門職・福祉専門職・基礎自治体職員など）が、緊密なネットワークを結ぶよう促進することです。すでに、県弁護士会、リーガルサポートちば、ぱあとなあ・ちば、千葉県などとの連絡調整に入っています。

次に、MCAPが、NPO法人や市民団体と協働できる権利擁護支援体制を企画・実施することです。具体的には、相談事業や市民後見人の育成支援事業になります。三つ目がシンポジウムや広報事業です。

これまで、バラバラに活動していた千葉県下の専門職の権利擁護活動や市民後見人の養成事業について、情報や人材を集約し、より優れて安心できる環境にしようというもので、行政や裁判所の各方面からすでに関心を集めています。

貴会の佐藤彰一先生には、この事業について中心的なご活躍をしていただき、たいへん感謝しております。今後も、PAC ガーディアンズと連携しながら、知的障害者や認知症高齢者などの方へ支援をきちんと果たしていく「しくみ作り」を県内で展開していきたいと思っております。よろしくご支援お願いいたします。

P

集う：話す：笑う：フレンド：

コミュニティ・カフェ



コミュニティフレンド活動として、1対1での活動と同様、PAC ガーディアンズ事務所内での「コミュニティカフェ」で数名のご本人とCFがお茶、お菓子を持ち寄り、おしゃべりやゲームを楽しんでいます。ぜひ寄ってみてください。ご利用や開店の日のお問い合わせはこちらへ ⇒ [047-407-4441](tel:047-407-4441)



### PACCGの予定と報告

1. 千葉県権利擁護支援ネットワーク(MCAP) 専門職によるネットワークを組織しました。代表は蒲田弁護士、副代表は長谷川司法書士。2月に総会。
2. 成年後見支援センター  
法人後見、相談  
相談件数は、昨年度かなり増えました。現在の受任は30件。ご本人にふさわしい後見、保佐、補助になるよう丁寧なお付き合いをしています。  
専門家委員会は、新たに税理士の渡辺氏を新メンバーとしてお迎えして強力な陣営になりました。  
成年後見人候補者養成講座  
詳細が確定次第、ご案内いたします。

### 珍言菜

#### 【名児耶匠さんの一審勝訴を受けて】

私は毎日後見の相談を受けて、申し立ての支援をお手伝いしています。  
申し立て書類の中で重要なのは診断書です。  
3月15日の朝、診断書を持ってきた人がいました。それは後見と書いてありました。すぐに、書かれた主治医に連絡を取って選挙権のことを伝え、本人の状況から保佐に変更をお願いしたところ、快く書きなおしてもらえました。

その医師は報道を見ていらしたのです。

以前、障害者の判断能力について、ある医者に理解をお願いしたところ凄まじい勢いで怒られましたから、今回の診断はうれしかったです。選挙権裁判勝訴の効果です。たとえ控訴されても一度起きたうねりは止まらないでしょう。



法の下の平等を訴えてくださった名児耶さんの勇氣に感謝です。 文責（理事）泉 幸江